

○杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(平成 30 年 9 月 21 日杵築市告示第 63 号)

改正 令和 2 年 7 月 1 日杵築市告示第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震等の発生におけるブロック塀等の倒壊による通行人等への被害の防止を図るとともに、避難経路を確保するため、危険なブロック塀等の一部又は全部の解体撤去（以下「除却」という。）を行う者に対して、これに要する経費について杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、杵築市補助金等交付規則（平成 17 年杵築市規則第 37 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- (2) 道路 道としての形態を備え、一般交通に利用されている状態が客観的に認められ、不特定多数の者の通行が許されている道をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、本市の区域内のブロック塀等の所有者又は管理者で、次条の規定により補助金の交付対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）の除却を行う者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体がブロック塀等の除却を行う場合
- (2) この要綱に基づき補助金の交付を受けたことがある場合（当該補助金に係るブロック塀等の除却をした土地と同一画の土地において、ブロック塀等の除却をしようとする場合に限る。）
- (3) 補助対象者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (4) 対象となるブロック塀等が道路改良等の公共事業の補償対象となる場合
- (5) 市の他の補助事業により、ブロック塀等の除却を行う場合

(補助対象ブロック塀等)

第 4 条 補助対象ブロック塀等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすブロック塀等であつて、市が危険であると確認したものとする。

- (1) 道路に面すること。
 - (2) 高さが1メートル以上あること。
 - (3) 地震等の発生により倒壊のおそれがあり、通行人等に対し危険であるもの。
 - (4) 対象となるブロック塀等の組積部分を全て解体撤去するもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等が地震等の発生により倒壊のおそれがあり、かつ、通行人等に対し危険であると市長が認める場合は、当該ブロック塀等を補助対象ブロック塀等とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象ブロック塀等の除却に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、100,000円を限度とする。
- 3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助対象ブロック塀等の判定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめブロック塀等が、補助対象ブロック塀等に該当するか否かの判定を受けなければならない。

- 2 前項の判定を受けようとする者は、ブロック塀等の除却に係る工事に着手する前に、事前調査申請書（様式第1号）にブロック塀等の位置図を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する申請があったときは、現地調査をした上、補助対象ブロック塀等に該当するか否かを判定（地震等の発生により倒壊のおそれがあるものの判定は、国土交通省の「ブロック塀の点検のチェックポイント」で行う。）し、当該申請をした者に通知する。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第3項の規定により補助対象ブロック塀等に該当する旨の判定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、ブロック塀等の除却に係る工事に着手する前に、杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第3号）
- (2) 補助対象ブロック塀等の位置、構造、長さ、高さ、道路幅員、築造年月日、敷地境界線及び除却の内容を記入した配置図
- (3) 補助対象ブロック塀等の現在の状況が分かる写真
- (4) 補助対象ブロック塀等の除却に要する費用の見積書の写し
- (5) 所有者及び管理者である事が確認できる書類
- (6) 申請者が管理者である場合は、同意書（別紙様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査した上、補助金交付の適否を決定し、杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書（様式第4号）又は杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、速やかに杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金交付変更申請書（様式第6号）に第7条各号に掲げる書類（変更に係る部分に限る。）を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(事業の取下げ申請)

第10条 交付決定者は、事業を取下げようとするときは、速やかに杵築市危険ブロック塀等除却事業取下げ申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業を完了したときは、杵築市危険ブロック塀等除却事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象ブロック塀等の除却に係る工事費の領収書の写し

(2) 補助対象ブロック塀等の除却に係る工事の写真（除却中及び除却後の状況が分かるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が補助金等の交付決定の内容、補助の条件等に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるよう交付決定者に対して指示することができる。

2 交付決定者は、前項の指示に基づく是正措置が完了したときは、前条の規定に準じ、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条に規定する報告があったときは、その内容を審査した上、補助対象ブロック塀等の除却の状況を確認し、適当と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 14 条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(交付の指令の取消し等)

第 15 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の指令の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、交付された補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付の条件、事業等の遂行又は是正のための指示その他法令等に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助金を他の用途に使用したとき。

(5) 第 10 条の規定による届出があつたとき。

2 前項の規定は、第 13 条の補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の指令を取り消したときは、杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定取消通知書(様式第 12 号)により通知しなければならない。

4 第 1 項の規定による補助金の返還および加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して 30 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第 16 条第 2 項に規定する延滞金を課する。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、杵築市危険ブロック塀等除却事業補助金返還命令書(様式第 13 号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 1 日杵築市告示第 75 号)

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。